

平成 30 年度 鹿児島地方最低賃金審議会
第 2 回 鹿児島地方最低賃金審議会議事録

	開 催 日 時	令和元年 8 月 2 日 (金) 13 時～14 時 32 分
	開 催 場 所	鹿児島合同庁舎 第 2 会議室
出 席 者	公益代表委員 (5 名)	石塚孔信 竹中啓之 松枝千鶴 山口政幸 山本晃正 (敬称略)
	労働者代表委員 (4 名)	喜納浩信 新内親典 日高実禎 三浦辰男 (敬称略)
	使用者代表委員 (4 名)	岩重昌勝 岩元義弘 濱上剛一郎 森山麗子 (敬称略)
	事務局 (6 名)	小林労働局長 田之上総括政策調整官 笹川労働基準部長 平松賃金室長 田代賃金室長補佐 中山専門監督官
議 題	1 令和元年度中央最低賃金審議会における目安答申伝達について 2 令和元年度産業別最低賃金の改正に関する申出等について (1) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (2) 自動車(新車)小売業 3 令和元年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問について 4 令和元年度運営小委員会に参加する関係労使について 5 最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 6 その他	
配 付 資 料	1 令和元年度地域別最低賃金額改定の日安について (答申) 2 第 2 回目安に関する小委員会配布資料 ① 令和元年賃金改定状況調査結果 ② 生活保護と最低賃金 ③ 地域別最低賃金額、未満率及び影響率 ④ 賃金分布に関する資料 ⑤ 最新の経済指標の動向 ⑥ 最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル 参考 参考資料 第 1 回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料 3 第 2 回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料 4 第 3 回目安に関する小委員会における委員からの追加要望資料 5 平成 31 年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表 6 令和元年度最低賃金基礎調査結果 (労働者数復元) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表 令和元年度最低賃金基礎調査結果 (事業所数復元) 最低賃金引上げ額・率と影響率の関係表及び総括表 最低賃金引上額・率と影響率の関係表 (平成 29 年度) 最低賃金引上額・率と影響率の関係表 (平成 30 年度) 7 就業形態別労働者一人平均 1 時間当たり賃金 (鹿児島県) 8 最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果の推移 (鹿児島労働局) 9 令和元年春季賃上げ要求・妥協状況 10 最低賃金額と生活保護費の比較 (令和元年度) 11 令和元年度産業別最低賃金の改正に関する申出書 (1) 電気機械器具、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業 (2) 自動車(新車)小売業 12 令和元年度鹿児島地方最低賃金改定に関する意見書 13 最賃法第 25 条に基づく公示に係る意見書の取扱いについて 机上配布 ・鹿児島県経済情勢報告 (令和元年 7 月、鹿児島財務事務所) ・県内景況 (令和元年 7 月 31 日発表、鹿児島銀行・九州経済研究所) ・県内雇用失業情勢 (令和元年 6 月、抜粋 鹿児島労働局定例記者会見資料)	

○ 石塚会長

今日も暑い中お集まりいただき、ありがとうございます。

これから、令和元年度第2回鹿児島地方最低賃金審議会を開催いたします。

開会に先立ちまして、本審議会の成立等について、事務局から報告をお願いします。

○ 平松賃金室長

ご報告いたします。「審議会は委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ会議を開き、議決をすることができない」と規定されておりますが、本日は、公益委員5名、労働者側委員4名、使用者側委員4名の合計13名がご出席くださり、定足数を満たしておりますので、本審議会は有効に成立しております。以上でございます。

○ 石塚会長

本審議会は、有効に成立しているということでございますので、これより審議を始めたいと思います。

本日は傍聴希望者が7名の内、今6名到着されており、報道機関も2社来られています。

審議会の公開につきましては、「会議の傍聴を希望する者に対し、当該審議会の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする」と規定されています。第2回本審から第4回本審まで、議事の内容はほぼ定例化しており、この定例化している議事については、その内容から非公開にする理由はないと思いますので、一括してお詫びします。第2回から第4回まで全て、傍聴を認め、会議資料を配布することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

それでは傍聴を認めることにしますので、事務局は傍聴希望者を入室させてください。

(傍聴希望者入室)

○ 岩重委員

会長、ちょっとよろしいでしょうか。

○ 石塚会長

はい。

○ 岩重委員

会議の開始前に一言申し上げたいのですが、昨日、南日本新聞社の朝刊で、最賃がもう鹿児島県26円と。あれは日安ですが、ほとんど誰も日安だとは思いませんので。私は昨年も申し上げました。新内委員からも「昔はもっとひどかった」というお話を少しいただきましたけれども、ああ

いう書き方をされると、ほとんどの方は、我々が今から議論する、これから決めるものを、「もう国が26円と決定した」かのごとくヘッドラインに書いて、ああいうことでミスリードは、非常に困るのです。今日、報道機関2社が来られていますけれども、南日本新聞社もいらっしゃるよね。あのヘッドラインをどう思いますか。去年も似たようなことで、よもや労働局長があのよう書くよう言っていらっしゃるわけではないでしょう。ああやって、世論とはこんなものと会議内容をリードしていくことになりかねないのですよ。

一般の方も26円は決まつたことだと思って、「何しに行くのですか。」「今、最賃を決めに行く。」「最賃はもう決まつたのではないですか。」「違うのですよ、それが。」と、私も今日は言われましたから。

十分反省してもらわないと、4回までこのような報道をされるなら、これからもう出て行ってもららうからね。テレビはもうそのまま映すけれども、新聞はペンのタッチが重要なので、昨年も、でしたから、申し上げておきます。

以上です。

○ 石塚会長

その点に関しましては、新聞報道は、わかっている人はそれでもわかるのだけれども、わからない人は、本当にもう「それで決まつた」と思ってしまうというご懸念があるのですね。

それでは、よろしいでしょうか。

議事に入ります。本日の議題は1番から6番までありますので、順番に審議していきたいと思います。

1番目の議題は、「令和元年度中央最低賃金審議会における日安答申の伝達について」です。 笹川労働基準部長から、答申の伝達をお願いします。

○ 笹川労働基準部長

それでは、私から答申文を読み上げる形で、伝達させていただきます。座ったままで失礼いたします。答申文は、お手元の資料1に添付してございますので、ご覧いただけますでしょうか。

令和元年7月31日

厚生労働大臣 根本 匠 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤村 博之

令和元年度地域別最低賃金額改定の日安について（答申）

令和元年7月4日に諮問のあった令和元年度地域別最低賃金額改定の日安について、下記のとおり答申する。

記

1 令和元年度地域別最低賃金額改定の日安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかつた。

- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記日安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会日安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参照され、自主性を發揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や取引条件の改善をはじめとする適正な価格転嫁対策等、思い切った支援策を速やかに実行するよう、政府に対し強く要望する。
- 5 行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮を要望する。

続きまして、別紙1の「令和元年度地域別最低賃金額改定の日安に関する公益委員見解」でございますが、鹿児島県に関する部分につきまして、読み上げさせていただきます。

公益委員見解1に、「令和元年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の日安は、次の表に掲げる金額とする」と述べられております。鹿児島県を含むDランクにつきましては、26円の日安額が示されており、今年度はCランクの日安額もDランクと同額でございます。

以上でございます。

○ 石塚会長

ありがとうございます。ただ今、中央最低賃金審議会における日安答申について、仮達を受けましたが、日安小委員会における労使各側の委員見解及び公益委員見解について、事務局から説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

ご説明いたします。誠に恐縮ではございますが、長文でございますので、座らせていただきます。それでは、資料1、令和元年度地域別最低賃金改定の日安に関する公益委員見解及び日安小委員会における労使委員見解について説明いたします。

本年度の中賃の審議状況について申し上げますと、7月4日に厚生労働大臣から日安審議の諮詢が行われまして、7月31日に答申が行われたところですが、この間に、別途、日安に関する小委員会が7月4日から7月30日までの間に計4回、開催されております。

特に、最後の第4回小委員会においては、長時間の審議を経て、小委員会報告として取りまとめが行われております。

この小委員会では、労使双方の意見の隔たりが大きく、日安を定めるに至らなかったところですが、地方最低賃金審議会における審議に資するため、昨年度と同様に日安に関する公益委員見解及び日安に関する小委員会報告として、地方最低賃金審議会に提示する形になったところでございます。

1枚めくっていただきまして、別紙1の1の表が日安額でございますが、今年度の引上げ額の日安額は、全国加重平均では、昨年を1円上回る27円、率では3.09%という結果になっております。これは、昭和53年度に日安制度が始まって以降、最大の日安額となっております。

表にありますように、全国のランクはAランクからDランクまで4つに分けられておりまして、Aランクは28円、Bランクは27円、Cランクが26円で、ここまでは、昨年の日安額より1円多い形になっております。Dランクが26円で、これは昨年より3円多く、Cランクと同額という日安額が示されております。鹿児島はDランクでございますので、日安額は26円となります。

続きまして、2項目が日安小委員会の公益委員の見解となりますが、(1)と(2)の部分につきまして、簡単に主要な部分のみ説明させていただきます。

(1)では、「日安小委員会は、日安制度のあり方に関する全員協議会報告で合意された今後の日安審議のあり方を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における自主性発揮が確保できるよう整備充実や取扱選択を行った資料を基にするとともに、6月21日付けの2つの閣議決定に配意した調査審議が求められたことについて特段の配慮をした上で、総合的な審議を行ってきた」と示されています。

また、公益委員見解を取りまとめるに当たりましては、賃金改定状況調査結果第4表の内、特にDランクの賃金上昇率が、平成14年度以降最大であることや、春季賃上げ妥結状況が昨年度に引き続き2%を超える高い水準であること、消費者物価の上昇傾向が続いていること、今後も引き続き上昇することが見込まれること、名目GDP成長率は年率3%に及ばず、影響率も引き続き上昇傾向にあるものの、有効求人倍率が全ての都道府県で1倍を超え、就業者数も増加傾向にあるほか、失業率の低下や倒産件数の減少が見られるなど、最低賃金引き上げが雇用情勢等に大きな影響を与えていていることはいえないこと、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること、最低賃金を含めた賃金の引上げにより、可処分所得の継続的な拡大と将来の安心の確保を図り、さらに消費の拡大につなげるという経済の好循環を継続・拡大することや、非正規雇用労働者の待遇改善が社会的に求められていること等を特に重視する必要があることなど、様々な要素を総合的に勘案し、検討が行われたとあります。

日安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、日安を十分に参照することを強く期待する。また、中央最低賃金審議会が地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望するとの公益委員見解が記載されております。

(2)では、「生活保護水準と最低賃金との比較について乖離が生じていないことが確認され、引き続き、乖離が生じていないかその時点における最新のデータに基づいて確認することが適当と考える」と記載しております。この点については、この後、当県の現状を説明させていただきます。

(3)では、来年度以降の審議におきましては、消費税増税の影響による物価変動等の状況を勘案するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備のため、今後、政府において、効果的かつ思い切った支援策が講じられることを前提に、それらが適切に反映される水準について議論を行うことが必要とされています。

(4)では、最低賃金引上げの影響については、平成29年全員協議会報告に基づいて、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要であるとされています。

続きまして、次のページの別紙2、中央最低賃金審議会日安に関する小委員会報告が添付されておりますが、2に労働者側の見解、3に使用者側の見解が書かれておりますが、長文にわたりますので、全文読み上げは省略させていただきます。

次に4の意見の不一致のところですが、日安小委員会としては、これらの意見を踏まえ、日安を取りまとめるべく努めたところではあるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら日安を定めるに至らなかったという経緯が記載され、締めくくられております。

最後に5では、全員協議会報告で合意されました今後の日安審議のあり方を踏まえ、加えて、先ほど申し上げた2つの閣議決定に配意し、諸般の事情を総合的に勘案して公益委員の見解を取りまとめたものであると締めくくられましたのが、最初に申し上げた別紙1の公益委員見解であります。

以上で、誠に簡単ではございますが、これでご説明を終わらせていただきます。

○ 石塚会長

ありがとうございました。ただ今、中賃の日安答申の伝達につきまして説明がありましたが、委員の皆様から、何かご質問ご意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

それでは次に、資料について、事務局から説明してください。

○ 田代室長補佐

私からは、資料2から9までを簡単に説明させていただきます。失礼して座らせていただきます。

資料2は、中央最低賃金審議会の第2回日安に関する小委員会で使用された資料ですが、この内、後ほど賃金室長から説明させていただく「生活保護と最低賃金の比較」及び「中小企業等に対する支援施策」に関する資料を除いて、説明いたします。

また、専門部会第1回でも説明させていただいており、同じような説明になりますが、ご了承いただければと思います。

まず資料2の①は、令和元年度に全国で実施いたしました最低賃金に関する実態調査の内、「賃金改定状況調査」の取りまとめ結果でございます。この調査の概要につきましては、1ページ目に記載されておりますが、簡単に申し上げますと、昨年6月と本年6月との賃金額を比較して、どの程度賃金改定がなされたかを調査したものでございます。

調査の地域は、都道府県庁所在都市及び都道府県ごとに原則として人口15万人未満の市より選定した地方小都市の区域なっており、鹿児島においては、県庁所在地の鹿児島市、人口15万人未満の市の南さつま市、枕崎市、志布志市の4市の事業所を対象に、実施しております。

調査産業は、都道府県庁所在都市については、製造業、卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業、医療、福祉、その他のサービス業で、地方小都市については、製造業になっています。

調査事業所は、全国で約16,000事業所を対象にしており、回収は、全国合計で5,009事業所です。この集計事業所数について、平成30年調査では約4,000事業所でしたが、令和元年調査では約5,000事業所と増えております。これは、一般的な統計調査においては、調査の〆切までに得られ

た回答全てを集計することが通常ですが、平成30年調査までは、審議会での議論に使うことを優先し、あらかじめ審議会から求められていた集計事業所数である約4,000事業所、産業割合、事業所規模割合で集計してきました。

令和元年調査では、総務省による一般統計調査の点検等を踏まえ、〆切までに得られた回答を全て集計するよう見直しを行い、その結果、集計対象事業所数は約5,000事業所となっています。当該見直しについては5月14日開催の第52回中央最低賃金審議会で了解を得たところです。

続きまして、調査結果の中身でございますが、①を1枚めくっていただきますと、第1表から第4表まで、その結果が取りまとめられています。第1表で「賃金改定実施状況別事業所割合」を、第2表で「事業所の平均賃金改定率」を、第3表で「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」を、第4表で「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」を、それぞれ取りまとめています。

次は資料2の③ですが、地域別最低賃金の未満率と影響率の推移をまとめた資料になります。1枚目と2枚目はいずれも、総括表の基になる「最低賃金に関する基礎調査」結果を、1枚目はランク別に、2枚目は県別にまとめたもので、30年度は、Dランクが加重平均で未満率1.4%、影響率13.3%に対して、鹿児島県は未満率1.9%、影響率19.6%となっております。3枚目は賃金構造基本統計調査結果をもとに、県別にまとめられており、鹿児島県は未満率1.4%、影響率5.5%になっております。

続きまして資料2の④は、平成30年度の賃金構造基本統計調査結果を基にした都道府県別の賃金分布に関する資料でございます。非常に小さい棒グラフで誠に恐縮ですが、1ページからが一般労働者と短時間労働者を合計したグラフ、14ページからが一般労働者のみ、27ページからが短時間労働者のみのグラフになっています。なお、鹿児島県のグラフは、一般労働者と短時間労働者の合計が12ページ、一般労働者のみが25ページ、短時間労働者のみが38ページに記載されています。

資料2の⑤には、最新の経済指標の動向が、まとめられております。説明は省略させていただきますが、後ほどご確認頂ければと存じます。

続きまして「参考」というインデックスが付けられた参考資料は、第1回日安に関する小委員会で、委員から追加の提出が求められたもので、第2回日安に関する小委員会で提供された資料でございます。1ページが決定初任給（高校卒）の推移、2ページが地域別最低賃金と新規学卒者の初任給との関係（高卒）、3ページがパートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金平均額、4ページがパートタイム労働者の1求人票あたりの募集賃金下限額になります。なお、この募集賃金については、それぞれの表の下の注3に記載しているとおり、求人票には募集賃金の上限と下限を記載することとなっており、3ページはその平均額を1募集としてその平均額を算出しており、4ページはその下限額を1募集としてその平均額を算出しています。5ページは令和元年春季賃上げ妥結状況、6ページは地域別最低賃金の最高額と最低額及び格差の推移となっています。

資料5の「平成31年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表」につきまして、前回の本審においても添付しましたが、先日、本省から10月22日の休日、12月23日の平日変更などに伴う修正がありました。修正箇所は、9月、10月、11月、12月の水色の文字で記載しているところになりますので、大変申し訳ありませんが、差替えをお願いします。

資料6は、今年度の最低賃金基礎調査の結果表で、すべて1円ピッチの分析結果で、労働者数で復元したものと、事業所数で復元したものの2種類を作成しました。いずれも7月31日現在で利用可能な全てのデータで、分析しております。いずれも1枚目は、2枚目の全労働者の総括表を元に、引上額1円ごとに、引上げ額と率それに影響率の関係の表になります。

2枚目は全労働者の総括表、3枚目は一般労働者のみの総括表、4枚目はパート労働者のみの総括表になります。後ろの2枚については、平成29年度と30年度の審議会に提出した「最低賃金引上額・率と影響率の関係表」になり、平成30年度までの復元は、事業所数で行っております。今年の未満率は、資料6の1枚目の労働者復元では0.48%になっており、影響率は、仮に月安額26円でみた場合には、787円で12.12%となります。

資料7は、毎月勤労統計調査の地方調査(規模5人以上)をもとに、常用労働者、一般労働者、パートタイム労働者という就業形態別に、1時間当たりの賃金と、その前年同月比をとりまとめたものです。中段の一般労働者と、下段のパートタイム労働者の表には、それぞれ、平成30年度賃金構造基本統計調査の5~9人の規模から、男女別に1時間当たり賃金も算出しております。

資料8は、毎年2月を中心として最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導を実施しておりますが、その結果をまとめたものでございます。

最後に資料9は、鹿児島県が7月22日にホームページに公開した「県内企業の春季賃上げ要求・妥結状況」の集計結果で、企業74社の妥結状況額は、3,625円、賃上げ率1.59%で、前年に比べると額で173円低いとされております。また、前年と比較可能な55社の妥結額は、3,528円、賃上げ率で1.50%となっております。この裏面の表は、同じホームページに掲載されておりました年次別の推移を掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

それと、本日机上配布しております3種類の資料につきまして、前回の審議会でお出ししました資料の最新版が出ておりましたので、参考にしていただければと存じます。

以上でございます。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。はい、どうぞ。

○ 新内委員

確認です。資料8の指導監督結果の推移ですが、昨年と比べてここ数年、最賃法違反自体も多くなってきているのですが、「最賃法を知っているにもかかわらず、違反があった」ことの理由がわかれれば教えて欲しいということと、指導監督の結果、是正されているのかどうかを教えていただければと思います。

○ 平松賃金室長

お答えいたします。「法違反事業場の認識の欄で、最賃法を知っているのに違反しているのは何故であるか」という部分ですが、まず、最低賃金の効力発生日が、昨年のケースで申し上げますと、10月1日発効でございました。10月1日に働かれた分から、761円で計算しないと違反になります。それで、今年2月に監督指導を行っております。その時点では、761円以上になっていたとしても、例えば、「将来に向かって761円にすれば、違反にならないのだ」という誤った認識のも

とに、例えば、12月から761円にした場合、監督した時点では761円になっていたけれども、10月1日から11月30日までの分を、例えば740円のまま、そのまま追加の支払いをしなかったというケースが、最賃額を知っていたけれども、2か月分について不足額が遡って支払われていなかった、効力発生日以降、最低賃金に満たない額が支払われていたので違反という形になります。こちらは、最賃額を知っているのに違反となったケースの大半の事例でございます。

すみません、質問の2点目は、何でございましたか。

○ 新内委員

指導監督の結果です。

○ 平松賃金室長

すみません。指導監督の結果は、1件を除いて、既に全て是正を確認しております。残った1件につきましては、本日現在、未だ是正されておりません。不足額が残っておりますので、支払われるまで継続して指導を続けることを確認しております。

以上でよろしかったでしょうか。

○ 新内委員

継続して指導しているということは、その対象者は、現在は761円に上がっているということですか。それとも低いままにおかれているということですか。

○ 平松賃金室長

詳細な確認がとれておらずすみませんが、まず、直す際に、「日々支払われていく額を761円にする」という部分と、それから、「過去の足りなかった部分を支払わせる」という2つの側面がございます。

すみません、ここからがちょっと未確認で推測になりますが、ほとんどのケースは、「すぐに直したけれども、過去の分の不足額の是正の部分が残った」ケースが大半です。現在まで残っているのが1件なので、「大半」という言葉遣いはおかしいのでございますが、以上でよろしいでしょうか。

○ 石塚会長

それでは、他に、何かございませんでしょうか。

○ 山本委員

2点お尋ねしたいと思います。

1点目は、いまの違反業者というのは、累犯なのでしょうか。毎回毎回、他の色々な業者がこの法違反を犯しているということなのか、それとも、同一業者が毎年毎年違反しているのか、もしわかれば、教えていただきたいというのが1点目です。

もう1点は、今日、後から配布された県内景況の鹿児島銀行の資料がございますが、鹿銀の資料には、概況レポートでしたか、同じ7月3日付けで公表されている資料があって、そちらにはも

う少し詳しいグラフなども載っている資料が公表されていると思いますので、もしできましたら、そういうった資料もご用意いただければいいかなあと、これは希望です。以上です。

○ 田之上 総括政策調整官

総括政策調整官の田之上です。

1点目の「最低賃金法違反は、同一事業者か」という点につきまして、今は詳細な資料を持ってはいないのですが、「同一事業者が、繰り返し同じ違反をする」ということは、我々監督行政にとりましては、あり得ないと考えております。色々な事情がございますけれども、同様な違反を繰り返すということがあれば、一般的には、司法処分をするという形をとっておりますので、同一事業者が繰り返すということは、基本的にはあり得ないということで、ご理解いただければと思っております。

○ 石塚会長

概況レポートは、もし有れば、後日お願ひしたいと思います。

それでは、他にはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

○ 石塚会長

それでは、統いて、「生活保護費と最低賃金の比較について」、それから「中小企業・小規模事業者に対する支援施策」について、説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

座ったままで、失礼いたします。

生活保護費と最低賃金の比較につきましては、ほとんど資料10を使いますけれども、資料2の②にも関わります。こちらの内容も、先だっての第1回専門部会で説明しておりますので、ほとんど重複いたしますが、ご了承いただきたいと思います。

それではまず、資料10をご覧いただきながら、生活保護費と最低賃金の比較について、説明させていただきます。

こちらの比較につきましては、本年は、生活保護のデータは平成29年度のデータを用いています。「住宅扶助費（実績値）」については、平成29年度調査の実績値の結果がまだ未公表のため、平成28年度の実績値を用いて計算を行っております。

昨年も、審議終了後の8月31日に、平成28年の被保護者調査年次調査が公表されたため、9月に、公表された平成28年の調査結果を元に、当県の最低賃金額と生活保護費を比較したデータを改めて作成いたしまして、昨年度の委員の皆様に郵送させていただいております。今回お示しする資料は、昨年9月の修正を反映して郵送させていただいたものと、基本的に同じですが、1点だけ、最低賃金と比較する際の指標が、昨年の0.824から0.823に変更されております。

この指標の0.823は、時間額737円で法定の週40時間により月173.8時間働いた場合の総所得と、平成29年度の税・社会保険料を控除した可処分所得との割合から、算出されております。

資料10の「最低賃金額と生活保護費の比較（令和元年度）」ですが、これは29年度から本省が括して作成しているもので、この表の鹿児島県の数字は、住宅扶助費の実績値が昨年9月に修

正された点と、指數の変更の2点を除けば、昨年度説明させていただいた数字と同じ計算方法で算出されております。

鹿児島県の生活保護費が88,307円、平成29年度の最低賃金額737円に基づいて算出した賃金の手取り額が105,419円、平成30年度の最低賃金額761円に基づいて算出した賃金の手取り額は108,851円となっておりまして、どの年度も、最低賃金額に基づいて算出した手取り額の方が生活保護費を上回っている状況にございます。

これの元になりました計算方法が、1枚おめくりいただきまして、2枚目の計算方法でございます。それでは、資料10の2枚目の「生活保護と最低賃金との比較」について、説明してまいります。

2枚目の左上にローマ数字の「I 前提」の部分ですが、最低賃金と生活保護費の比較ですので、前提としては、生活保護基準の中で最も支給額の低い層である「12歳～19歳の単身世帯」を用いて比較していくことになります。

2枚目の上の表が生活保護の扶助基準額等の全国のランク分けで、表の1段目は「第1類費及び第2類費合算基準額」を級別に示しております。この内、第1類費は、食費等、個人単位に消費する生活費に係る扶助で、これに対して第2類費は、光熱水費など世帯の単位で支給されるものです。この表の1行目の金額は、第1類費と第2類費を合算した一人世帯の月額になります。

次に表の2段目ですが、第2類費には、暖房などの冬季加算があり、11月から3月までの5か月間支給されます。当県は、最も支給額が低い6区の「その他」という地域に属しています。

表の3段目の「期末一時扶助費」ですが、12月に1回だけ支払われ、金額はここに記載されないとおりでございます。

表の4段日の住宅扶助実績値は、28年度に、一人世帯に実際に支払われた実績値でございます。

次に、計算に用いる県内級地別人口でございますが、平成27年の国勢調査の数値をもとに、級地が定められた当時の平成26年10月31日現在の市町村合併状況及び級地区分に引き直して集計したものが、資料4枚目の表になっております。

続きまして、生活保護費の具体的な計算方法を説明いたします。2枚目に戻っていただきまして、「生活保護と最低賃金の比較について」のローマ数字の「II 生活保護」をご覧ください。

「1 人口加重平均」と書かれ、(1)が「生活扶助基準」となっております。

まず、①「第1類費及び第2類費の合算基準額」の計算方法ですが、当県内の市町村が該当します級地ごとに、第1類費及び第2類費合算基準額に級別的人口を掛け、足した総額を総人口で割ると、人口で加重平均された第1類費及び第2類費の合算基準額が出てまいります。これが水色の枠のとおり、68,712円になります。

次に、②「第2類費の冬季加算」ですが、冬季加算は11月から3月までの5か月分なので、5か月分を12で割って1か月あたりの平均額を算出することになります。支給額は県内同一なので、①と同様に加重平均したとしても、1か月平均の冬季加算額は1,075円になります。

③の「期末一時扶助費」は、年1回の支給でございますので、12で割って1か月の平均額を計算し、加重平均した金額が、水色の枠のとおり978円になります。

以上の①から③をすべて合計した金額が「生活扶助基準額」で、一番下の茶色の枠のとおり、70,765円になります。

それでは、裏側にお進みください。(2)の住宅扶助の「住宅扶助実績値」ですが、鹿児島県内の単身被保護者世帯を、鹿児島市とそれ以外に分けて計算いたします。鹿児島市とそれ以外の地域

について、それぞれ、住宅扶助実績値に単身被保護者世帯数を掛けて、その合計を、単身被保護者世帯の総数で割りまして、一世帯あたりの実績値を算出します。この方法で算出した金額が緑色の枠の17,542円になります。

この住宅扶助の算出につきましては、右側のカッコ内の＊2にありますとおり、単身非保護世帯の中には住宅扶助を支給されていない世帯も含まれる形になります。

次に(3)ですが、前ページで算出しました生活扶助基準額70,765円と、住宅扶助実績値17,542円を合計して、青枠のとおり、1か月あたり88,307円になります。これが、最初に説明しました資料10の1枚目の本省が算定した金額と一致しています。

統いて、ローマ数字の「Ⅲ 最低賃金との比較」ですが、最低賃金から算出される1か月の収入額はいくらかということで、平成27年から平成30年の最低賃金額に基づいて計算したものが「1 最低賃金額」と書いてある表になります。

以下は、平成29年を例にとりまして、ご説明いたします。

当県の平成29年の最低賃金は737円でございました。1か月の労働時間は、法定の週40時間を元に枠外の方法で計算した173.8時間で、計算します。

労働時間数173.8時間に最低賃金額737円を掛けたものが、この表の右から2番目「1か月の収入」で、128,091円です。この金額は総支給額なので、生活保護と比較するためには、税金・社会保険料等の公租公課を差し引いた手取額を算出しなければなりません。そこで、冒頭で申しました指標0.823を、先ほどの1か月の収入128,091円に掛けて、手取額は105,419円になります。

以上の計算により算出した1か月の手取額105,419円と、生活保護の88,307円を比較しますと、「2 最低賃金額との比較」の表に記載しておりますとおり、最低賃金額が最も低い平成27年の場合でも、1か月10,961円、1時間当たり77円、平成29年では、1時間あたり120円、鹿児島県の最低賃金の方が生活保護費より高いという結論になります。

以上が当県の現状でございます。すみません。くだくだしい説明が続きまして恐縮でございます。

これで、生活保護との比較についてご説明を終わりまして、続きましては、昨年の当審議会の要望にもございました「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援策」について、青色のインデックスの資料番号2の⑥の「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策紹介マニュアル」、資料3、それから資料4について説明させていただきます。平成30年度の全国の実績を、資料3の方は件数で、資料4は金額で表したものでございます。

まず、資料2の⑥は、今年5月に厚生労働省と中小企業庁が合同で作成したマニュアルの内、賃金引上げに関する支援策を抜粋したもので、その全体は、同じ表紙のやや厚手のものを、参考までに、専門部会の委員の皆様には専門部会で机上配布させていただきました。本審のみをご担当いただく委員の皆様には、本日、机上にお配りしてございます。

資料2の⑥の内、最初に「1. 賃金引き上げに関する支援策 業務改善助成金」について、説明いたします。

業務改善助成金の制度につきましては、昨年度も説明させていただいておりますが、この制度は、企業の生産性向上に資する設備投資（新鋭の機械設備やPOSシステムの導入）などの業務改善を行うとともに、事業場内の最低賃金（1時間あたりに換算して、事業場内で最も低い時間給）を30円以上引上げる中小企業・小規模事業者に対して、その業務改善に要した経費の一部を

助成するもので、30円以上の賃金引上げを行う労働者数に応じ、助成上限額が50万、70万、100万と増額されていくシステムになっております。

さらに今年度は、当県のように地域別最低賃金が800円未満の県で、かつ、事業場内最低賃金が800円未満の事業場につきましては、助成率が3/4から4/5に5%，生産性要件を満たした場合には4/5から9/10に10%引き上げられる拡大策がとられておりますので、大きく上下2段に分けて記載されています。

ここで「生産性」と申しますのは、「企業の決算書類から算出した労働者1人当たりの付加価値」をとるというのが、業務改善助成金での取り扱いになっております。支給申請時の直近の決算書類から算出した生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較して、生産性要件が満たされれば、助成率が加算されます。

助成対象となる措置の例として、ホームページ用見積もりシステムの導入や、POSシステム導入の事例などが、周知用リーフレットに示されております。

業務改善助成金の実績・効果につきましては、全国の数字は、資料3と資料4に出てまいります。平成30年度は全国で870件の実績があり、鹿児島労働局では10件支給決定しております、その金額は5,232,000円が支給されております。申請したけれども支給決定しなかったのは、途中で事業廃止された2件だけでございました。

昨年の審議会資料と突き合わせてみると、全国の交付決定件数は、平成28年度433件、29年度798件、30年度870件と増加しております。

鹿児島労働局の実績につきましては、平成28年度は2件、平成29年度の申請件数は11件、30年度は先ほど申し上げましたとおり12件申請中、10件支給決定で5,232,000円支給と、幅広く周知に努めておりますけれども、なかなか申請には至っていない状況でございます。

次に、人材確保等支援事業助成金は、内容が人材評価改善等助成コースと設備改善等支援コースの2つに分かれます。こちらは、職業安定部の職業対策課で行っております。

まず人事評価改善コースは、生産性向上のための人事評価制度を整備していただき、この制度に基づいて2%以上の賃金アップを含む賃金制度を実施すると、まず制度整備助成という形で初年に50万円、3年後に生産性向上・2%以上の賃金アップという目標を達成した事業場には3年目に80万円の目標達成助成がされるという制度です。

もう片方の設備改善等支援コースは、計画期間として1年か3年のいずれかを選択していただきまして、生産性向上と雇用管理改善のために設備投資を行う事業場を対象にした支援策になります。

こちらも30年度の実績につきましては、本日の机上配布資料により、全国で人事評価改善等助成コースは1,590件で、設備改善等支援コースは、30年度は当初予算・実績ともありません。当局の件数と金額も調べておりますが、人事評価改善等助成コースの30年度実績は2件100万円と聞いております。設備改善等支援コースは、30年度はまだ制度がございませんでした。

昨年度から「働き方改革推進支援センター」に統合・吸収された相談窓口につきましては、鹿児島県社会保険労務士会が受託しており、中小企業の皆様に相談窓口の存在を知っていただき、利用しやすくしていくため、鹿児島の確定申告会場の入り口付近に案内リーフを置く、それから今年度は、6月の労働保険の集合収集会場の内14会場に出張して相談窓口を設けております。また、ハローワークの求人受理窓口が中小企業の事業主の皆様には親しみがあるのではないかとい

うことで、ハローワークに定期的に出張して、求人受理とあわせて相談を受ける窓口を設定するなどの取り組みを拡大しています。全国では、平成30年度に29,000件の実績がございます。

ただ今説明してまいりました各種助成金、働き方改革推進支援センターについては、労働局の中の雇用環境・均等室が所掌しているところですが、当賃金室におきましても、最低賃金・賃金引上げ等に向けた生産性向上等のための支援施策でございますので、引き続き関係部署と連携を密にとりまして、県最低賃金が改正される前後を問わず、鹿児島県最低賃金が改正された以降についても、改正された最低賃金額の周知と併せて、これらの支援策についてもあらゆる機会を通して、周知することとしています。

ご説明が長くなりましたが、以上でございます。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。前半では、生活保護費と最低賃金との比較で、その算定方式から説明していただきました。生活保護費よりも最低賃金が上回っていることが確認されました。

後半は、中小企業・小規模事業者に向けた諸施策について、説明がありました。

ただ今の説明につきまして、皆さんの方からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

○ 岩重委員

労働局の方にお尋ねしますが、AランクからDランクまで各都道府県がありますけれども、最低賃金で雇用されている方々の全労働者に占める割合は、何割くらいとか、何%くらいとか、どこかに資料が出ていますか。

○ 平松賃金室長

申し訳ございません。ご質問の趣旨は、全国で、最低賃金近傍の、最低賃金は上回っているけれどもそれに近い額の労働者の割合ということでございますね。

数値としてはご覧になりにくいのですが、ビジュアル、傾向をお知りいただくという意味では、資料2の④がございます。先ほど「非常に小さな棒グラフで恐縮でございます」と言ってご説明した全国各県別の棒グラフがございまして、上方に特記してある金額がその県の最低賃金でございますので、このグラフをご覧いただきますと、その額より下にはあまり労働者がいなくて、その線を境に、ぎゅっと下から押し詰めたように張り付いていらっしゃる労働者がいるという、これはあくまでも棒グラフですから、数値も読み取れないのですが、傾向がわかるものはございます。

○ 岩重委員

割合というか、全国で、全労働者に占める割合がどれだけの数、何人かがわかれば、この審議会の中でいつかまた教えていただければ、非常に助かります。

○ 平松賃金室長

全国のトータルですね。わかりました。

○ 岩重委員

よろしくお願ひします。ありがとうございました。

○ 石塚会長

棒グラフでだいたいの傾向はわかると思うのですが、何割かわかった方が良いということですね。
それではよろしくお願ひします。

ほかに何かございませんか。どうぞ。

○ 小林労働局長

先ほど事務局からご説明申し上げておりますけれども、諮問した際の状況としまして、資料について若干、確認をしておきます。

資料2の①に賃金上昇率についての資料が示されております。第4表①の「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」というグラフは、ABCのランク別に分析している表ですけれども、男女計のDランク、16県に関わる所は、今年度は1.9%の賃金アップで、昨年度の1.3%より大幅に上回っているという点です。

また、Dの1.9%につきましては、ABCよりさらに上回っており、Dランクにおける賃金上昇率は、令和元年は1.9%に上がったことが、見受けられます。

それをパートと一般に分けたものが第4表②になりますけれども、この表につきましても、パートのDランクは昨年の2.0%に対し今年は2.5%と、いずれも大幅な引上げになったことが、数字上、見受けられるところあります。

また、資料6に影響率と未満率が掲載されております。この資料につきましては、局で独自に加工したもので、中央最低賃金審議会の資料ではありません。この資料をみると、761円が支払われていない未満率が、0.48%という数字になっております。今回、日安として示された26円アップ、787円に引上げた場合の影響率、改定せざるを得ない所が12.12%という数字になったところであります。

昨年及び・昨年の2か年の改定時の状況を申し上げれば、資料に書いてありますが、昨年につきましては24円アップして761円に引上げた際の影響率は19.57%、・昨年の737円に22円引上げた際の影響率は14.20%でございました。今回26円アップの日安の影響率12.12%は、数字の上でどのように考えていただくかに、参考にしていただく数字かと思っております。

あと2点は、資料はございませんが、先ほどの説明にもありましたように、国、厚生労働省及び経済産業省、県におきましても、中小企業における賃金引上げの環境改善という意味では、具体的な資金支援または税制上の優遇措置等を、万全を期して用意することにしておりますので、その点を踏まえながらご審議いただければと思います。

また、先ほど岩重委員から、吉頭の説明にもありましたように、広報で日安のとおり議論したら新聞の紙面等に出て展開されておりますけれども、その中の一つとして、東京と比較した場合ということで、今日の日安どおりの場合ですと、鹿児島787円、東京は1013円、その地域間格差は226円となり、今年の224円に比べさらに2円拡大すると報道されているところであります。この点を踏まえながら、ご審議いただくこともあるのかなと思っております。

以上、4点ばかり追加して申し上げました。

(質疑なし)

○ 石塚会長

それでは、議事を進めます。先ほど笛川基準部長から日安答申の伝達があり、また、事務局から中賃での資料や、今年の基礎調査結果など地賃での審議の参考となる資料の説明がございました。

県最賃専門部会は7月30日に第1回の会議が開催され、審議は既に始まっておりますが、先程の日安答申や事務局の資料等を参考にして、労使とも相互の立場を理解しながら、今後の最賃専門部会において、適正かつ公正な結論が出るように、十分な議論を尽くしていただきますようお願いいたします。

それでは、2番目の議題は「令和元年度産業別最低賃金の改正の申出等について」です。「産別最賃の改正に関する申出」について、事務局から説明をお願いします。

○ 田代室長補佐

産業別最低賃金の改正等につきまして、ご説明いたします。産業別最低賃金の改正につきましては、関係労使等から最賃法第15条第1項に基づく改正等の中出を受けて審議に入るという形になっております。鹿児島県における産業別最低賃金は、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業、以下、電気関係製造業と言わせていただきます。それと、百貨店・総合スーパー、自動車（新車）小売業の3業種について決定されており、本年度におきましては、電気関係製造業と自動車（新車）小売業につきましては、それぞれの業種に関する最低賃金の改正等の中出をそれぞれの関係の労働団体から受けております。百貨店・総合スーパーにつきましては、第1回本審で、本年も意向表明があった旨をご報告しましたが、申出書が提出されませんでした。

中出の状況につきましては、お手元の本審の資料のナンバー11の(1)と(2)のとおりでございます。

電気関係製造業につきましては、7月9日に、自動車（新車）小売業につきましては、7月24日に、ご覧の労働団体から中出を受けております。

これらの中出の内容を審査いたしました結果、それぞれの申出の理由欄に記載されておりとおり、使用される労働者数は事務局がそれぞれの産別に適用される基幹的労働者数を算定し、関係労使団体あてに通知した労働者数であり、労働協約適用の労働者数の割合は、電気関係製造業が60.85%、自動車（新車）小売業は57.2%となっており、改正の中出の要件であります産業別最低賃金の適用がある基幹的労働者数のうち、賃金の最低額に関する労働協約の適用を受ける基幹的労働者数が概ね3分の1以上であるということを満たしており、申出書として問題ないものと思われます。以上で、産業別最低賃金の改正に関する申出等につきましての説明を終わります。

○ 石塚会長

どうもありがとうございました。産別最賃については、電気機械器具等製造業関係と自動車（新車）小売業から改正の中出がなされ、申出の要件を満たしているということでしたが、ただ今の説明につきましては、何か質問やご意見はございませんでしょうか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

それでは、この電気関係製造の関係と自動車（新車）小売業の2つの産別最賃の改正申出につきましては、これでよろしいですか。

(異議なし)

○ 石塚会長

それでは産業別最低賃金の審議に関する今後の大まかなスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

○ 田代室長補佐

産業別最低賃金の改正に関する今後のスケジュールを説明いたします。

本日この後、小林労働局長から「改正の必要性の有無について、調査審議をお願いする」という諮問をさせていただきます。この諮問を受けて今後開催を予定している運営小委員会で、まず産業別最低賃金の改正の必要性に関する調査審議をしていただくことになります。

この諮問を受けて、運営小委員会で審議を尽くした結果、「必要性あり」という結論に至った場合は、日程上可能であれば8月下旬に開催予定の第4回本審において、運営小委員会から改正の必要性に関する答申をいただくことになります。

その後、基本的な流れとして、第4回本審において、産業別最低賃金改正の諮問をさせていただいた後、産業別最低賃金専門部会の委員の推薦公示を経て、専門部会を立ち上げて調査審議をお願いすることになります。

今年の産業別最低賃金について、事務局としましては、年内発効を目指して9月下旬から10月にかけて、専門部会を開催することを考えております。

前回の第1回本審で、1回目の運営小委員会は8月19日午前10時から、第2回運営小委員会は8月20日火曜日の午後1時半から開催するという日程は決定をしておりますが、関係労働者の人数、選出方法等が決定しておりませんので、議題4でご審議をお願いいたします。

以上で産業別最賃に関する今後のスケジュールについての説明を終わります。

○ 石塚会長

ありがとうございます。事務局から産業別最低賃金に関する今後のスケジュールにつきまして、説明がございましたが、ご質問等はございませんか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

よろしいでしょうか。それでは、3番目の議題となります、「令和元年度産業別最低賃金改正の必要性の諮問」を小林労働局長にお願いします。

○ 小林労働局長

それでは、私から諮問をさせていただきます。

令和元年8月2日

鹿児島地方最低賃金審議会

会長 石塚孔信 殿

鹿児島労働局長

小林 剛

鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

令和元年7月9日付けをもって申出代表者京セラ労働組合川内支部支部長西畠浩文及びバナソニックデバイスSUSI NX九州労働組合執行委員長坂口浩太郎から最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり鹿児島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年鹿児島労働局最低賃金公示第4号）改正決定に関する申出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

あわせて、鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金についても、その必要性の有無について諮問しますので、どうぞよろしくお願いします。

○ 石塚会長

それでは、ただ今、小林労働局長から、2つの産業別最低賃金の改正の必要性の諮問を受けましたので、本日の議題の4番目「令和元年度運営小委員会に参加する関係労使について」審議したいと思います。まず、事務局から説明してください。

○ 田代室長補佐

産別最低賃金に関しましては、まず、運営小委員会を開催して、改正の必要性の審議を行わわけですが、この運営小委員会では、関係労使、オブザーバーのご意見等を聞いております。

まず、これまでの流れを簡単にご説明いたします。第1回本審の資料の「中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告への対応について」の記の2で、「産業別最低賃金の必要性に関する調査審議は、鹿児島地方最低賃金審議会委員で構成する運営小委員会に当該産業の関係労使をオブザーバーとして参加させて行う。」と定められておりまして、また、運営小委員会運営要領の3の2で「関係労使の人数は同数」とすると定められており、平成15年から関係労使が参加した運営小委員会が開催されております。

本日、委員の皆様にご審議いただきたい事項は3つございまして、1つ目は「関係労使を各何名ずつにするか」、2つ目は「選任方法はどのようにするか」、3つ目は「いつまでに選任するか」という事項です。

「関係労使を何名ずつにするか」について若干の経緯を申し上げますと、昨年度の第2回本審で、2つの産別最賃とも労使各1名ずつとし、いずれかの参加が無くても、例えは労側だけとか、使側だけという、そういう場合でも運営小委員会の結論を受け入れるということで、合意がなされました。これらを踏まえますと、今年も関係労使の人数を、産別ごとに決めていただくとともに、関係労使は可能な範囲で参加していただき、万一参加できなかった場合でも、運営小委員会での結論を受け入れて審議するか、あるいは受け入れないかという点につきましても、あらかじめお決めいただけましたら、今後の運営がスムーズにいくかと思われますので、よろしくお願いいたします。

2番目の選任方法ですが、昨年度は労側、使側の各団体からの推薦があり、関係労使の推薦手続きは事務局あてに任意の様式で、該当する産別の件名、関係労使の所属団体もしくは事業場名、職氏名、住所、電話番号等連絡先を記載していただいたものを、FAX等で推薦していただきましたが、本年度も同様でよろしいか、ご確認いただきたいと思います。様式は任意ですが、事務局で、参考の推薦様式も準備しております。

「選任の時期」につきましては、第1回本審でご承認いただきましたとおり、8月9日金曜日までにお願いしたいと考えております。なお、第1回本審において、1回目の運営小委員会の開催日は8月19日午前10時から、第2回運営小委員会は8月20日の午後1時半から開催することをご了承いただいておりますが、再度ご確認をお願いします。

○ 石塚会長

ありがとうございます。関係労使の選任について、ただ今、事務局から説明がありました。

まず、関係労使の人数を各何名にするか、また、万一参加できなかった場合の運営小委員会での結論の取り扱いをどうするかということ、それから2番目に選任方法、それから3番目に、改めて、第1回の運営小委員会を8月19日の午前10時、第2回運営小委員会を8月20日の午後1時半から開催し、関係労使の推薦期限を8月9日の金曜日までにしたいということで審議してほしいという提案がありましたので、順番に審議していきたいと思いますが、その前に何かご質問等はございませんでしょうか。

(質疑なし)

○ 石塚会長

それでは、まず、関係労使の人数等に関してですが、まず関係労使の人数を、産別ごとに何人ずつにするかということ、それから可能な範囲で参加していただきたいとおもて参加できなくても、本審では運営小委員会の結論を受け入れて審議するか、それとも受け入れないかという点について、各側のご意見を伺いたいと思います。

まず、労側、使側のそれぞれ、ご意見はいかがでしょうか。

○ 新内委員

これまでと同様でいいと思います。人数的には労使1名ずつで、運小の意見を受け入れるということでお願いしたいと思います。特段変える必要はないと思っています。

○ 石塚会長

使側の方はどうでしょうか。

○ 渡上委員

使側も同様でございます。

○ 石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、昨年同様で、人數につきましては電気機械器具製造業関係で、労使各1名ずつ、それから自動車（新車）小売業関係で、労使各1名ずつ出していたくということにさせていただきます。

そして、参加については、可能な範囲で参加していただきて、万が一参加できなくても、本密では運営小委員会での結論を受け入れて審議するということにしたいと思います。

続きまして、関係労使の選任の方法ですが、昨年同様、各側から推薦していただき、事務局あてに任意の様式に、該当する産別の件名と関係労使の所属団体、事業場名、職氏名、住所、電話番号等の連絡先を記載していただくことによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 石塚会長

よろしいですか。ではそのようにさせていただきます。

最後に、関係労使の推薦期限と運営小委員会の日程ですが、関係労使の推薦期限は8月9日（金）までとして、第1回の運営小委員会を8月19日月曜日の午前10時から、第2回の運営小委員会を8月20日火曜日の午後1時半から、それぞれ開催することになっておりますので、委員の方々は日程の確保をお願いいたします。

それでは、4番目の議題「最低賃金法第25条に基づく公示に係る意見書の取り扱いについて」に入ります。これにつきまして、事務局から説明をお願いします。

○ 平松賃金室長

それでは、ご説明いたします。

最低賃金法第25条第2項で、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正について調査審議を求められたときは、関係労使の意見の反映に特段の配慮を必要とし、関係労使を代表とする委員からなる専門部会を必ず設置しなければならないとなっておりますけれども、地域の関係労使の利害や意見が必ずしも一様でない場合もございますので、関係労使の意向を十分に反映して慎重に最低賃金の決定を行うことができるよう、専門部会の設置とは別に関係労使の意見を聞くことになっております。

関係労使からの意見聴取につきましては、関係条文の一覧を用意しております。資料13をご覧ください。この資料の最低賃金法第25条第5項で、意見聴取について規定されております。最低賃金法第25条第5項によると、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正もしくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする。」となっております。最低賃金法施行規則第11条第1項に基づいて、第1回本密の後に、関係労使からの意見聴取の公示を行いましたところ、資料12のとおり、本年7月22日付けて鹿児島県労働組合総連合から要請書が提出されております。

この要請書の裏面に要望がまとめてございまして、「今年度の審議において、自主性を發揮した審議を行い、最低賃金を大幅に引上げ、1000円以上にすること」「地域経済の活性化を図り、誰もが『健康で文化的な最低限度の生活』を営むために必要な全国一律最低賃金制度を確立し、最低賃金1500円を早期に実現すること及び、そのために必要な中小企業への支援策の充実を図る

ことを国に要請すること」「専門部会を公開していただきたい」、「意見陳述の機会を、委員選出団体以外にも与えていただきたい」という要望が記載されております。

意見陳述の取扱いにつきましては、今年は例年に比べて、中央最低賃金審議会の日安答申が遅れまして、審議日程が一層集中いたしますので、第1回本審で審議日程をご説明した際に、「意見書が提出されることを想定して、7月30日の第1回専門部会で、意見陳述に関する要望の取扱いをご判断いただきたいこと」「意見陳述が認められた場合には、第2回本審終了後に引き続き第2回専門部会を開催させていただき、そこで第1回専門部会の結論に従って意見陳述を受けることにさせていただきたいこと」の2点をご説明し、ご了承をいただいております。

これを踏まえまして7月30日の第1回専門部会でご審議いただきましたところ、意見陳述につきましては、昨年同様、「複数名であっても時間は10分以内で行う」という結論に至りましたので、ご報告いたします。

つきましては、本日の審議終了後に、専門部会の委員の皆様にはお残りいただきまして、専門部会を開催して、参考人の意見陳述を、時間は10分以内で受けたいと思いますので、専門部会をご担当いただく委員の皆様には、お残りいただきますようどうぞよろしくお願ひいたします。

○ 石塚会長

ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がありましたとおり、本日は本審終了後に専門部会を開催し、「複数名でも時間は10分以内で、参考人の意見陳述を受けたいと思いますので、専門部会委員の皆様はよろしくお願ひいたします。

最後に議題6の「その他」になりますが、事務局から何かありますか。

○ 田代室長補佐

第1回本審で、第3回本審につきましては、早期発効のため、専門部会が結審した同じ日の夕方18時から開催させていただきたいことをお願いしております。今後の専門部会は、8月5日月曜日、6日火曜日、7日水曜日、9日金曜日と4回分設定しておりますが、本審のみの委員の皆様には、各専門部会終了後すぐに、事務局から、携帯電話やメールなどで、その日の本審開催の有無を連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

また、専門部会終了後に、若干会場等を整えた後に本審を開始するため、審議の進行によりましては、お待ちいただくこともございますので、どうぞ、ご了承ください。

○ 石塚会長

それでは、日程の確保につきましては、どうぞよろしくお願ひいたします。

今後は、第3回から第6回専門部会まで、日程が組まれておりますので、専門部会報告の結果のとおりとするかどうか、再度、本審で審議することになりますので、よろしくお願ひいたします。

他に何か審議することはございませんでしょうか、よろしいですか。

(意見なし)

○ 石塚会長

それでは、これをもちまして、本日の審議会は終了させていただきます。

最後に議事録署名者の指名をいたします。労働者側は新内委員、使用者側は濱上委員にお願いしたいと思います。

それでは以上で閉会いたします。ありがとうございました。

議事録署名

会長 _____

労働者代表委員 _____

使用者代表委員 _____